



©座間市

座間市立小学校入学に向けた就学相談 Q&A

～誰もが安心して学校生活を過ごせるように～

座間市教育研究所（令和8年1月作成）

○就学相談において、保護者より主に聞かれる質問の内容にお答えします。

Q1 通常の学級についていけるか心配なのですが？

A1 まずは、就学相談担当（座間市教育研究所Tel 046-252-8460）までご相談ください。相談を受け付けた後、6月と9月に入学予定の小学校見学会（通常の学級と特別支援学級）へのご案内をいたします。そこで実際に、小学校の様子を保護者の目で見ただき判断の参考にしていただくことを勧めています。
また、担当者が在園先でお子さんの様子を見させていただき、アドバイスをさせていただきます。

Q2 相談をしたら、必ず「特別支援学級」や「特別支援学校」に入らなければなりませんか？

A2 いいえ。相談はあくまでお子さんに最適な学習環境と一緒に考えるためのものです。最終的な決定は、保護者の方の意向を尊重して行われます。

Q3 日本語があまり話せませんが、相談の内容は通じますか？

A3 就学相談を電話等にて予約される際に、お伝えいただければ通訳機の手配をいたします。

Q4 小学校には、どのような学級がありますか？

A4 通常の学級（1クラス35名以内）、特別支援学級（1クラス8名以内）があります。また通常の学級に在籍しながらの通級指導教室（情緒・言語）〈※1〉、国際教室〈※2〉を設置している学校もあり、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう連続性のある多様な学びの場を提供しています。

〈※1〉通級指導教室とは、通常の学級に在籍し、おおむね授業に参加できる発達障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導をする教育の形態です。

〈※2〉通常の学級に在籍している外国籍の日本語指導が必要な児童一人一人の実態（日本語能力、学習歴等）を踏まえた上で、個々に応じた日本語や日本の文化についての教育を行うことを目的に指導をする形態です。

Q5 特別支援学級には、どのような学級がありますか？

A5 座間市小・中学校では、児童生徒の障がいの種別ごとに「知的障がい」「肢体不自由」「病弱及び身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障がい」「自閉症・情緒障がい」と、学級が編成されています。

Q6 特別支援学級と通級指導教室の違いは何ですか？

A6 特別支援学級とは、障がいのある児童の自立や社会参加を見据え、その時点でその児童に最も必要な教育を支援することを目的に、学習や生活に困難さがある児童のための学級であり、小集団（指導内容により個別対応）を基本としています。通級指導教室とは、通常の学級での学習を概ね理解でき、一部特別な指導を必要とする児童のために、週に1, 2時間程度、別室（通級指導教室）において指導を行うところです。

Q7 特別支援学校とはどんな学校で、座間市が行ける支援学校はどこですか？

A7 特別支援学校の目的は、「特別支援学校学習指導要領」に基づき、一般的な学校教育に準ずる教育を受けながら、障がいによる学習や生活上の困難を克服し、知識や技能を獲得するにあたり個別対応を中心とした指導を基本としています。本市から入学を希望される場合知的障がいであれば「えびな支援学校」、肢体不自由であれば、「座間支援学校」と地域から離れての学習となります。

特別支援学校に入学を希望される場合、障がいの種類や程度に条件があり、特別支援学校との面談や県教育委員会の就学相談を経て入学を認められることが必要となるため、特別支援学級より早めの申し込みとなっています。したがってまずは、本研究所での早めの就学相談をお願いします。（締め切り7月上旬）

Q8 障がいのある児童が、通常の学級を選択することはできないのですか？

A8 通常の学級においても、障害のある児童が在籍することは可能です。その際には、個々の障がいに配慮しつつ、通常の教育課程に基づく指導を行います。

Q9 園では、補助の先生の支援がありました。通常の学級でも支援してもらえますか？

A9 特別支援教育支援員のサポートがあります。ただし、支援員の配置は各学校2～3名程度であり、主に特別支援学級に配置されるため、通常の学級において、特定の個人にずっとついての支援を行うことはできません。したがって、通常の学級の場合は、年齢に応じた自立が必要となってきます。

Q10 一度、特別支援学級又は、通常の学級に在籍すると、卒業までそのままですか？

A10 いいえ。一人一人の教育的ニーズに応え、成長していく過程において、学びの場を変えることは可能です。その場合は、交流を増やし体験を重ねることで保護者・本人・学校とで措置替え（在籍学級を変更すること）を、検討していきます。

その後、座間市教育研究所より担当者が児童の授業の様子と保護者の面談で、意思を確認し、最終的には教育支援委員会での審議となります。したがって、措置替えのタイミングは、概ね、学年進級時、あるいは中学校入学時が多くなります。

Q11 特別支援学級に在籍した場合、通常の学級との交流はできないのですか？

A11 小学校の学習時間は、週24時間～28時間となっていますが、保護者・本人の希望と障がいの状況に応じて、そのうちの概ね半数時間は通常級での学習が可能となっています。（文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」より）また、退級を考える際は、全部の時間を通常級で体験することも可能です。

Q12 特別支援学級に在籍している児童の学校・学年行事の参加はどうなっていますか。

A12 基本は交流級（通常の学級）での活動となり、全ての学校・学年行事に参加していただきますが、保護者・本人の希望に添った対応となっています。

Q13 特別支援学級の児童が、交流級に行くといじめられることはないですか？

A13 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止と早期発見・対応が基本であり、全児童に対して適切な対応に努めています。

Q14 子どもの将来を考えた時、特別支援学級に在籍していたことが、デメリットになることはないですか？

A14 神奈川県では、すべての子どもたちを対象に、一人一人の教育的ニーズに適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えるという教育理念に基づき、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。そこで、小・中学校はもとより、県立高校においても、インクルーシブ教育実践推進校として生徒同士の相互理解を深めることを目標にしている高校が県内に18校あり、どの学校にも志願することができます。（志願資格：知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人）
その他、情緒障がいのお子さんも含め、たとえ、成績（評価）がなくても、行きたいと思う学校への受検資格はあります。また、最近は様々なサポート校もあります。しかし、高等学校は義務教育ではありませんので、小中学校において、社会的自立に向けた指導を受けておくことが重要です。

Q15 特別支援学級入級にあたり、「知的障がい学級」か「自閉症・情緒障がい学級」にするか悩んでいます。違いは何ですか？

A15 「知的障がい学級」は、一般に、同年齢のお子さんと比べて、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れが認められ、他人との意思の交換、日常生活や社会生活などについての適応能力も不十分であり、特別な支援や配慮が必要なお子さんを対象とした学級です。

「自閉症・情緒障がい学級」は、基本、知的発達に遅れはないものの、他者との社会的関係の形成の困難さや、自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態など、子どもものの特性・困り事に対し、個別に適した環境で支援や指導を受ける学級です。

Q16 「知的障がい学級」と「自閉症・情緒障がい学級」それぞれの入級手続きに違いがありますか？

A16 特別支援学級「知的障がい学級」「自閉症・情緒障がい学級」に入級をご希望される場合教育支援委員会での審議が必要になります。その審議に必要な書類の1つに「客観的資料」があります。客観的資料とは、○医療機関の診断書、○医療機関・専門機関の意見書、○療育手帳の写しのいずれかをいいます。

「知的障がい学級」を希望されるお子さんは、療育手帳や発達検査結果があれば手続きできますが、「自閉症・情緒障がい学級」を希望されるお子さんは、医師の診断書又は意見書が必要となります。

普段から、主治医をお持ちですぐに診断の予約が取れば良いのですが、新たに病院を探したり、予約をして診断を受けたりするには、時間を要する場合がありますので、教育支援委員会の審議に間に合うよう、早めの相談をお願いしています。

Q17 特別支援学級では、どのようなことを学習しますか？

A17 対象児童が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていけるよう学習を行っています。そのためには、個々の児童に最も必要な教育を提供することであり、そうした教育的ニーズを整理するには3つの観点（①障害の状態等 ②特別な指導内容 ③教育上の合理的配慮を含む必要な支援）を踏まえることが大切であると捉えています。

Q18 特別支援学級在籍児童は、小学校へはどうやって通学しますか？

A18 小学校の登下校は、基本、朝は地区ごとに集合場所に集まり5、6年生が班長となって集団で登校します。帰りは、1年生は学年での下校となります。この集団登下校については、在籍級によって可否があるわけではありませんが、登下校中の安全管理責任は、保護者にありますので、自力通学が難しいお子さんは、保護者の送迎又は、放課後についてはデイサービスをご利用いただくと良いと思います。

Q19 療育手帳は取得したほうがいいですか？取得することで、この先の社会生活で、不利になるようなことはないですか？

A19 療育手帳は、知的障がいがあると判定された方に交付される障がい者手帳の1つで、継続的な支援や援助を受けやすくするために作られました。また、療育手帳を所持していることを伝える義務はなく、ご自身の判断にゆだねられていますが、持っていることで、公共料金や交通費の割引、税金の優遇・手当などが受けられたり、就職にしても、障がい者雇用枠での就職が可能となり無理なく働ける環境が見つかりやすいというメリットがあります。

Q20 通級指導教室（言語通級指導教室・情緒通級指導教室）に入級したいのですが？

A20 A4にもありますように、通級指導教室は通常の学級に在籍をしながらの入級となりますので、まずは、入学されてからのお子さんの様子を見てご判断ください。（言語通級指導教室については、明らかに言語に障がいのある場合は、事前の入級が可能です。）申し込みは学校となりますが、下記のように全小学校に設置されておりません。通学される学校に設置されていない場合の入級は、指定された近隣の小学校に保護者の方の送迎が必要となります。また、入級を希望された場合、教育研究所より担当者が、児童の授業の様子と保護者の面談により入級の意向（可否）を確認させていただきます。

()は、指定学区

○情緒通級指導教室設置校

- ・座間小学校 (座間小学校、入谷小学校)
- ・立野台小学校 (立野台小学校、栗原小学校、中原小学校)
- ・旭小学校 (旭小学校、ひばりが丘小学校)
- ・相模ヶ丘小学校 (相模が丘小学校、相模野小学校)
- ・東原小学校 (東原小学校)
- ・相武台東小学校 (相武台東小学校)

○言語通級指導教室（ことばの教室）設置校

- ・相模野小学校
(相模野小、相武台東小、ひばりが丘小、東原小、相模が丘小、旭小)
- ・入谷小学校
(入谷小、座間小、栗原小、立野台小、中原小)

その他、ご質問のある方は、座間市教育研究所・就学相談へお問い合わせください。

電話 046-252-8460(直通)

参考資料：文部科学省「特別支援教育について」より